

知的財産関連ニュース報道(韓国版)

<2018年9月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
韓国弁理士 金 成鎬

9月には、韓国の大学やN P Eによるグローバル企業に対する特許侵害訴訟に関する記事が複数あつたので、それを紹介する。また、韓国独特の制度である、韓国貿易委員会(K T C)の特許侵害調査が実際活用される事例に関する記事を紹介する。

4日付デジタルタイムズによると、9月2日、韓国知識財産研究院が発表した「国内特許ライセンス状況の分析及び示唆点」に関する報告書によると、特許を使用できるように実施権が登録された特許の中で、中小企業が実施権者である割合は84%に達し、非常に高いことが分かった。これに対し、大企業と中堅企業が実施権者である割合はそれぞれ1.4%、3.7%で、中小企業と比較してかなりの格差を見せた。さらに、特許管理能力が脆弱な中小企業が、大企業に比べて特許ライセンスの際に不公正契約を結ぶ危険にさらされていることが分かった。同報告書によると、中小企業は実施権者としては活発に活動しているが、大企業と中堅企業は、自分の特許を他社にライセンスしており、他社から特許のライセンスを受けることには消極的であることを示している。さらに、特許ライセンスにおいて、中小企業が大企業に比べて不利な条件で契約を結ぶ場合がほとんどであるという指摘もある。

実際、最近5年間(2012~2016年)に締結された1,053件の特許ライセンス契約の条件を分析した結果、49.6%が契約条件に生産量の制限、実施範囲の制限などの条件が含まれていた。特に大企業が実施権者である場合、このような制限を含む契約の締結の割合が20%に過ぎないのに対し、中小企業が実施権者である場合には、これより倍以上の49.8%で、中小企業が大企業よりも不利な条件で契約を結んでいることが分かった。さらに、全体の契約の53.8%

が紛争関連の合意規定を置いていたが、大企業の場合、実施権者に不利な条項である不争義務(特許有効性の認識を前提に実施料の交渉を結ぶもの)、免責事項、実施料不返還条項などを規定した契約は、1件もないことが分かった。

なお、業界固有の特許ライセンスの種類を見ると、建設分野が全体の42%を占め、特許ライセンスが最も頻繁に行われていることが明らかになり、通常実施権(特許実施権を複数の人に付与すること)で契約されている場合が多かった。化学分野では、排他特許戦略を介して取得できる利益が大きい産業であるという点で、実施権者が、当該特許を使用できる専用実施権で契約した割合が82.6%と非常に高かった。医薬分野も化学分野と同様に、専用実施権契約の割合が68.4%に達して高かった。特に技術の寿命が長く、特許切れまで契約した割合は78.9%であり、他の産業に比べて高く、平均契約期間が10年と長かった。

電子分野においては、製品ごとに多くの特許が含まれている特性上、関連特許をまとめてライセンスする「パッケージライセンス」が他の産業に比べて多く、今後の紛争に備え合意規定を置いた割合が高く、医薬産業と共に紛争のリスクが高い分野であると評価された。

23日付聯合ニュースによると、韓国特許庁は、9月5日、「特許侵害規定の改正のための公聴会」を開催し、特許保護の実効性を高め、デジタル・ネットワーク環境で新たに登場する侵害の種類に柔軟に対応するため、間接侵害規定の法律案を発表した。今回の間接侵害規定の改正案によれば、特許発明に「使用されることを知りながら」、特許製品の「3Dプリンティングデータ」を情報通信網を介して提供

する行為も侵害と見なすと規定し、デジタル・ネットワーク環境で実効性のある特許の保護を可能にした。韓国をはじめとするほとんどの国は、特許権者の許諾なしに、特許発明の技術をそのまま実施する行為を直接侵害と規定して禁ずる。一方、直接侵害ではないが、特許発明の主要部品を生産し、特許発明の全体の直接侵害につながる可能性が高い行為も間接侵害と規定して禁じている。米国、欧州連合、日本などは、産業環境の変化に応じて、間接侵害の範囲を拡大し続けてきた。韓国の場合、1973年に設けた間接侵害規定の基本的な枠組みを現在まで維持し、主要国よりも特許権者の保護が脆弱であるとの批判を受けてきた。現在の間接侵害規定は、「特許発明の生産にのみ使用されるもの」つまり、専用の物を対象にしているため、侵害訴訟において、その物が特許発明の生産の目的でのみ使われることを立証するのに困難があった。間接侵害対象を物に限定することで、特許製品に対する「3Dプリントデータ」を無断送信しても特許で保護を受けるのに限界があり、第4次産業革命の時代に適合しない面もあった。今回の間接侵害規定の改正案は、特

許発明に「使用されていることを知りながら」特許製品の「3Dプリントデータ」を情報通信網を介して提供する行為も侵害と規定してデジタル・ネットワーク環境で実効性のある特許の保護を可能にした。

20日付プライム経済新聞によると、韓国のハナ銀行が韓国特許審判院に請求した、(株)金融ディーオーシーが保有する特許権に対して、権利範囲に属しないことの確認の審決を求める、消極的権利範囲確認審判の請求を、13日却下したことが分かった。ハナ銀行は、5月3日、金融ディーオーシーが保有する特許「インターネットを利用した不動産担保ローン契約仲介方法」(韓国特許第10-0902164号)及び「インターネットを利用した不動産損害保険契約の仲介方法」(韓国特許第10-0699932号)に対して、韓国特許審判院に消極的権利範囲確認審判を請求していた。これに対し、ハナ銀行は、9月14日までの控訴期限以内に、上級裁判所である特許法院への訴訟提起を放棄した。現在、損害訴訟が大田地裁において係属中であることが知られている。

《訴訟関係》

▲韓国のソウル半導体は、米国家電流通企業であるフライズ・エレクトロニクス(Fry's Electronics)を相手に特許侵害訴訟を提起したと4日明らかにした。ソウル半導体側は、「フライズが販売しているLED(発光ダイオード)TV製品が自社の特許15件を侵害した」とし、「これらの特許技術は、LEDバックライトシステムとレンズ、パッケージング、チップなど多様である」と説明した。(4日 イー)

▲韓国のソウル半導体は、米国のフィルコアエレクトロニックを相手に提起した特許侵害訴訟で、米連邦裁判所から特許8件すべて勝訴判決を受けたと20日発表した。(20日 韓経)

▲韓国のハナ銀行が韓国特許審判院に請求した、(株)金融ディーオーシーが保有する特許権に対して、権利範囲に属しないことの確認の審決を求める、消極的権利範囲確認審判の請求を、13日却下したことが分かった。(20日 プ経)

《立法法》

▲韓国特許庁は、9月5日、「特許侵害規定の改正のための公聴会」を開催し、特許保護の実効性を高め、デジタル・ネットワーク環境で新たに登場する侵害の種類に柔軟に対応するため、間接侵害規定の法律案を発表した。今回の間接侵害規定の改正案によれば、特許発明に「使用されることを知りながら」、特許製品の「3Dプリントデータ」を情報通信網を介して提供する行為も侵害と見なすと規定し、デジタル・ネットワーク環境で実効性のある特許の保護を可能にした。(12日 聯合)

《行政》

- ▲韓国の公正取引委員長(キム・サンジョン氏)は、8月31日に聯合ニュースとのインタビューにおいて、「標準必須特許は、無ければ関連業種で絶対に事業を行えない特許」とし、「標準必須特許がある企業の支配力濫用行為が相当深刻な状況」であると述べた。(2日 聯合)
- ▲韓国特許庁は、海外に進出する韓国企業のKブランドなどの知的財産権の保護システムを強化すると18日発表した。このため、海外知識財産センター(IP-DESK)を現在の8カ国(14カ所)から2022年までの16カ国(22カ所)に拡大する。海外知識財産センターを通じて、特許紛争の対応、知的財産権出願費用の支援、知的財産権侵害の調査・行政取締支援、法律相談などの事業を繰り広げ、国内企業の知的財産権を積極的に保護する予定である。(18日 韓経)
- ▲韓国特許庁は24日、スイスのジュネーブで開幕した第58次世界知的所有権機関(WIPO)の加盟国総会の期間中、欧州特許庁と「未公開段階における特許情報交換関連モデル事業」の推進に合意するなど、相次ぐ加盟国との協議を通じて多様な成果を収めたと27日明らかにした。(27日 マネ)

《その他》

- ▲9月2日、韓国知識財産研究院が発表した「国内特許ライセンス状況の分析及び示唆点」に関する報告書によると、特許を使用できるように実施権が登録された特許の中で、中小企業が実施権者である割合は84%に達し、非常に高いことが分かった。これに対し、大企業と中堅企業が実施権者である割合は、それぞれ1.4%、3.7%で、中小企業と比較してかなりの格差を見せた。さらに、特許管理能力が脆弱な中小企業が、大企業に比べて特許ライセンスの際に不公正契約を結ぶ危険にさらされていることが分かった。(4日 デジ)
- ▲13日、韓国特許庁によると、最近5年間の造船分野の特許出願を集計した結果、2014年の3,692件を頂点に下り坂に入った後、昨年は半分の水準の1,833件まで落ちて、韓国内の造船業界の低迷を反映するように、関連特許も大きく減っていることが分かった。特に韓国内の大手造船3社の特許出願は、2014年2,558件から昨年は961件と3分の1の水準まで落ち込み、今年の上半期も287件を記録し減少傾向が続いている。(13日 マネ)
- ▲20日、韓国の科学技術情報通信部が韓国の国会議員に提出した資料によると、最近5年以上過ぎた「未活用特許」を維持するために、5年間で各種費用として85億ウォンを使ったことが分かった。(28日 朝ビ)

※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮:朝鮮日報(朝鮮日報社)、中央:中央日報(中央日報社)、東亜:東亜日報(東亜日報社)、文化:文化日報(文化日報社)、ハン:ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、ソ新:ソウル新聞(ソウル新聞社)、大田:大田日報(大田日報社)、ヘラ:コリアヘラルド(ヘラルド社)、韓経:韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ア経:アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、毎経:毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、ソ経:ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、ブ経:プライム経済(プライム経済新聞社)、電子:電子新聞(電子新聞社)、中企:中小企業新聞(中小企業新聞社)、医学:医学新聞(医学新聞社)、法律:法律新聞(法律新聞社)、ファ:ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、デジ:デジタルタイムス(文化日報社)、聯合:聯合ニュース(聯合ニュース社)、デイ:デイリーファーム(デイリーファーム社)、アジ:アジアトゥディ(アジアトゥディ社)、ニ1:ニュース1(ニュース1社)、ニシ:ニューシス(ニューシス社)、イト:イトゥディ(イトゥディ社)、イー:イーデイリー(イーデイリー社)、マネ:マネートゥディ(マネートゥディ社)、朝ビ:朝鮮ビズ(朝鮮経済社)